

軍機秘

# 海軍公報

第一四二號

(甲配付)

昭和二十年六月一日(金)

海軍大臣官房

## ○ 令 達

内令兵第三五號(軍機秘)  
回天、海龍及蛟龍ヲ兵器ニ採用ス

昭和二十年五月二十八日

海軍大臣

## ○ 通 達

軍務一機密四一七號(軍機秘)

昭和二十年五月二十五日

海軍省軍務局長  
軍令部第一部長

海軍總隊  
各領守府  
各警備府  
參謀長殿

義勇戰團隊創設ニ關スル陸海軍協定ノ件通知  
首題ノ件別紙ノ通ニ付了知相成度

(別紙)

義勇戰團隊創設ニ關スル陸海軍協定

陸海軍參謀次官  
軍令部次長

軍機秘海軍公報 第一四二號 昭和二十年六月一日

一八七

- 一 義勇戰團隊及戰團員(義勇兵ト稱ス)ノ名稱ニハ陸海軍ノ冠稱ヲ附スルコトナシ
- 二 義勇戰團隊ノ編成擔任及所屬區分左ノ如シ
  - (イ) 國家船舶(一元運營ニ充當シタル國家船舶ヲ謂フ)ノ乘組員……………海軍
  - (ロ) 共ノ他……………陸軍
  - (ハ) 船舶ノ所屬區分及徵用ニ關シテハ從前通トス
  - (ニ) 前項ニ據リ編成セラルタル戰團隊ハ作戰ノ要請ニ應ジ夫々陸海軍ノ指揮下ニ入ラシムルモノトス
  - 共ノ準據左ノ如シ
    - (イ) 前項(イ)ノモノニシテ陸軍ノ作戰輸送ニ從事スルモノハ陸軍指揮官ノ指揮下ニ入ラシム
    - (ロ) 前項(ロ)ノモノニシテ海軍ニ配屬スルモノハ海軍指揮官ノ指揮下ニ入ラシム但シ海軍擔任地域ノ戰團隊長ノ任免ハ現地兩軍關係機關ノ長(陸軍ニ在リテハ軍管區司令官但シ普通通寺及廣島師管區ニ在リテハ師管區司令官、國家船舶ニ關シテハ船舶司令官トシ海軍ニ在リテハ領守府又ハ警備府司令官トス以下同シ)協議決定スルモノトス

2424 2423

軍極秘

# 海軍公報

第一四二號 (甲配付)

海軍大臣官房

昭和二十年六月一日(金)

## ○令 達

内令兵第二五號 (軍極秘)  
回天、海龍及蛟龍ヲ兵器ニ採用ス

昭和二十年五月二十八日

海軍大臣

## ○通 牒

軍務一機密四一七號 (軍極秘)

昭和二十年五月二十五日

海軍省軍務局長  
軍令部第一部長

海軍總隊  
各鎮守府  
各警備府  
參謀長殿

義勇戦闘隊創設ニ關スル陸海軍協定ノ件通知

首題ノ件別紙ノ通ニ付了知相成度

(別紙)

義勇戦闘隊創設ニ關スル陸海軍協定

陸海軍  
參謀長  
軍令部次長  
軍令部長

軍極秘海軍公報 第一四二號 昭和二十年六月一日

一八七

一 義勇戦闘隊及戰鬥員(義勇兵ト稱ス)ノ名稱ニハ陸海軍ノ冠稱ヲ附スルコトナシ

二 義勇戦闘隊ノ編成擔任及所屬區分左ノ如シ

(イ) 國家船舶(一元運營ニ充當シタル國家船舶ヲ謂フ)ノ乘組員……………海軍

(ハ) 共ノ他……………陸軍

(ロ) 船舶ノ所屬區分及徵用ニ關シテハ從前通トス

三 前項ニ據リ編成セラレタル戰鬥隊ハ作戰ノ要請ニ應ジ夫々陸海軍ノ指揮下ニ入ラシムルモノトス

其ノ準據左ノ如シ

(イ) 前項(イ)ノモノニシテ陸軍ノ作戰輸送ニ從事スルモノハ陸軍指揮官ノ指揮下ニ入ラシム

(ロ) 前項(ロ)ノモノニシテ海軍ニ配屬スルモノハ海軍指揮官ノ指揮下ニ入ラシム

(ハ) 前項(ハ)ノモノニシテ海軍ニ配屬スルモノハ海軍指揮官ノ指揮下ニ入ラシム

(ニ) 前項(ニ)ノモノニシテ海軍ニ配屬スルモノハ海軍指揮官ノ指揮下ニ入ラシム

(イ) 前項(イ)ノモノニシテ海軍ニ配屬スルモノハ海軍指揮官ノ指揮下ニ入ラシム

(ロ) 前項(ロ)ノモノニシテ海軍ニ配屬スルモノハ海軍指揮官ノ指揮下ニ入ラシム

(ハ) 前項(ハ)ノモノニシテ海軍ニ配屬スルモノハ海軍指揮官ノ指揮下ニ入ラシム

(ニ) 前項(ニ)ノモノニシテ海軍ニ配屬スルモノハ海軍指揮官ノ指揮下ニ入ラシム

(イ) 前項(イ)ノモノニシテ海軍ニ配屬スルモノハ海軍指揮官ノ指揮下ニ入ラシム

(ロ) 前項(ロ)ノモノニシテ海軍ニ配屬スルモノハ海軍指揮官ノ指揮下ニ入ラシム

(ハ) 前項(ハ)ノモノニシテ海軍ニ配屬スルモノハ海軍指揮官ノ指揮下ニ入ラシム

(ニ) 前項(ニ)ノモノニシテ海軍ニ配屬スルモノハ海軍指揮官ノ指揮下ニ入ラシム

(イ) 前項(イ)ノモノニシテ海軍ニ配屬スルモノハ海軍指揮官ノ指揮下ニ入ラシム

(ロ) 前項(ロ)ノモノニシテ海軍ニ配屬スルモノハ海軍指揮官ノ指揮下ニ入ラシム

(ハ) 前項(ハ)ノモノニシテ海軍ニ配屬スルモノハ海軍指揮官ノ指揮下ニ入ラシム

(ニ) 前項(ニ)ノモノニシテ海軍ニ配屬スルモノハ海軍指揮官ノ指揮下ニ入ラシム

(イ) 前項(イ)ノモノニシテ海軍ニ配屬スルモノハ海軍指揮官ノ指揮下ニ入ラシム

(ロ) 前項(ロ)ノモノニシテ海軍ニ配屬スルモノハ海軍指揮官ノ指揮下ニ入ラシム

(ハ) 前項(ハ)ノモノニシテ海軍ニ配屬スルモノハ海軍指揮官ノ指揮下ニ入ラシム

(ニ) 前項(ニ)ノモノニシテ海軍ニ配屬スルモノハ海軍指揮官ノ指揮下ニ入ラシム

(イ) 前項(イ)ノモノニシテ海軍ニ配屬スルモノハ海軍指揮官ノ指揮下ニ入ラシム

海軍管理又ハ兩軍共管會社ニ於テ組織スル戰團隊ハ其ノ業務ニ關シ海軍又ハ兩軍關係長官ノ區處ヲ受ケシム

四 編成下令ノ時期及地域ハ兩軍中央部ニ於テ其ノ基本ヲ協定シ之ヲ當該方面兩軍最高指揮官ニ通達ス

現地兩軍關係機關ノ長ハ右通達ニ基キ細部協定ノ上發令ス但シ作戰上緊急ヲ要スル場合ニ在リデハ現地兩軍關係機關ノ長協議發令ノ上中央ニ報告スルモノトス

五 刑罰及懲罰令ハ簡單ナル兩軍共通ノモノヲ定ム其ノ他ハ指揮官ノ所屬ニ從ヒ夫々陸海軍刑法及懲罰令ヲ準用シ得ル如ク規定ス

六 給與、給養ハ職域ニ據ルヲ原則トシ作戰上必要アル場合ニ於ケル食糧ハ各指揮官ノ責任トシ又特ニ必要ナル者ニ對シテハ陸海軍所屬區分ニ從ヒ家族手當ヲ給シ得ルコトトス

七 戰團隊ニ召集セラレタル陸海軍武官ハ召集間指揮統率ニ關スル其ノ官ノ取扱(恩給年金等ヲ除ク)ヲ伏スルコトトナル

八 本協定ニ基ク諸法規ハ現戰局ニ鑑ミ五月十四日迄ニ骨子ヲ決定シ遲クモ五月下旬迄ニ公布ン得レ如ク寺邊ノ措置ヲ審ス

(附記)

陸(海)軍部隊ニシテ海(陸)軍部隊指揮官ノ指揮下ニ在ルモノハ指揮官ノ所屬ニ從ヒ夫々ノ刑法及懲罰令ヲ適用シ得ル如ク別定連ニ研究ス  
個人ニ在リテモ亦同シ

○ 雜 談

○ 轉勤者赴任先  
當隊ヘノ轉勤者ハ士讀練須崎驛下車第二十三風部隊本部ニ向ケ赴任セシメラレ度

追テ機密保持上當隊ヲ第二十三風部隊ト呼稱ス

(第二十三突擊隊)

2426

2425

海軍管理又ハ兩軍共管會社ニ於テ組織スル戰團隊ハ其ノ業務ニ關シ海軍又ハ兩軍關係長官ノ區處ヲ受ケシム

四 編成下令ノ時期及地域ハ兩軍中央部ニ於テ其ノ基本ヲ協定シ之ヲ當該方面兩軍最高指揮官ニ通達ス

現地兩軍關係機關ノ長ハ右通達ニ基キ細部協定ノ上發令ス但シ作戰上緊急ヲ要スル場合ニ在リテハ現地兩軍關係機關ノ長協議發令ノ上中央ニ報告スルモノトス

五 刑罰及懲罰令ハ簡單ナル兩軍共通ノモノヲ定ム其ノ他ハ指揮官ノ所屬ニ從ヒ夫々陸海軍刑法及懲罰令ヲ準用シ得ル如ク規定ス

六 給與、給養ハ職域ニ據ルヲ原則トシ作戰上必要アル場合ニ於ケル食糧ハ各指揮官ノ責任トシ又特ニ必要ナル者ニ對シテハ陸海軍所屬區分ニ從ヒ家族手當ヲ給シ得ルコトトス

七 戰團隊ニ召集セラレタル陸海軍武官ハ召集間指揮統率ニ關スル其ノ官ノ取扱(恩給年金等ヲ除ク)ヲ伏スルコトトナル

八 本協定ニ基ク諸法規ハ現戰局ニ鑑ミ五月十四日迄ニ骨子ヲ決定シ週々モ五月下旬迄ニ公布シ得ル如ク特段ノ措置ヲ講ス

(附記)  
陸(海)軍部隊ニシテ海(陸)軍部隊指揮官ノ指揮下ニ在ルモノハ指揮官ノ所屬ニ從ヒ夫々ノ刑法及懲罰令ヲ適用シ得ル如ク別途速ニ研究ス  
個人ニ在リテモ亦同シ

○ 雜 款

○ 轉勤者赴任先  
當隊ヘノ轉勤者ハ士證綴須崎驛下車第二十三風部隊本部ニ向ケ赴任セシメラレ度  
追テ機密保持上當隊ヲ第二十三風部隊ト呼稱ス

(第二十三突擊隊)

2426

2425

軍極秘

# 海軍公報

第一四三號 (乙配付)

昭和二十年六月六日(水)  
海軍大臣官房

○令 達

内令第四七三號 (軍極秘)

戰時編制實施中ノ海軍航空隊編制中左ノ通改定セララル

昭和二十年五月二十五日

海軍大臣

第九三六海軍航空隊ノ項中

水上偵察機	三隊半
哨戒機	四隊

改ム

水上偵察機	四隊半
哨戒機	四隊

(軍極秘内令提要三頁参照)

軍極秘海軍公報 第一四三號 昭和二十年六月六日

一八九

2428

2427

軍極秘

# 海軍公報

第一四三號 (乙配付)

昭和二十年六月六日(水)  
海軍大臣官房

○令 達

内令第四七三號 (軍極秘)

戰時編制實施中ノ海軍航空隊編制中左ノ通改定セラレ

昭和二十年五月二十五日

海軍大臣

第九三六海軍航空隊ノ項中

水上偵察機	三隊半
哨戒機	四隊

改ム

ヲ

水上偵察機	四隊半
哨戒機	四隊

(軍極秘内令提要三頁参照)

軍極秘海軍公報 第一四三號 昭和二十年六月六日

一八九

2428

2427

# 海軍公報

第一四四號 (甲配付)

海軍大臣官房

昭和二十年六月七日(木)

## ○通牒

軍務一機密第四五一號(極秘)

昭和二十年六月六日

海軍省軍務局長

關係各廳長殿

疎開工場對空防諜措置強化ニ關シ憲兵協力ニ  
關スル件照會

部内工廠管理工場等ノ對空防諜措置ニ關シテハ關係各廳ニ於テ  
特ニ留意指導セラレアリト存ズル處今般別紙ノ通憲兵司令部本  
部長ヨリ之ヲ強化ニ關シ協力致度旨照會有之候條各廳ニ於テ必  
要ト認メラルル範圍内ニテ機宜協力セシメラルル様取計相成度

(別紙)

憲外第五五號

疎開工場對空防諜措置強化ニ關スル件照會

昭和二十年五月十日

憲兵司令部本部長

海軍省軍務局長殿

最近敵機ノ本土偵察頻繁ニシテ疎開又ハ地下建設工場ノ對空防  
諜措置ハ緊急ヲ要スルモノアリ

因テ左記諸項ニ付所在憲兵ヲシテ積極的ニ協力セシメ度ニ付此  
ノ旨貴管下關係方面ニ通達シ防諜措置強化上遺憾ナカラシム様  
措置相煩度照會ス

左記

一 重點目標

1 主要航空機工場ニシテ特ニ疎開又ハ地下建設工場

2 電波兵器工場

3 防空兵器工場

4 特攻兵器工場

二 對策

(一) 疎開、地下建設ノ計畫中又ハ實施中ノモノニ對スル措置

1 工場(工廠ヲ含ム)内

(1) 建築物(工員宿舍其他附屬設備ヲ含ム)ハ其ノ配置

カ徒ラニ几帳面ニシテ直ニ工場タルノ觀ヲ呈セサル如

ク地形地物ヲ利用シ努メテ自然狀態ニ順應セシムル如

ク配置ス

(2) 建築物ニ迷彩ヲ施ス

(3) 建築資材ノ色彩ハ周邊ノ自然色ニ順應セシム

(4) 工場外廊ノ著名ナル建築物ハ消滅セシムル如クス

(5) 屋外勞務者ノ服裝ヲ偽裝セシム

# 海軍公報

第一四四號

(甲配付)

昭和二十年六月七日(木)  
海軍大臣官房

## ○通 牒

軍務一機密第四五一號(極秘)

昭和二十年六月六日

海軍省軍務局長

關係各廳長殿

疎開工場對空防諜措置強化ニ關シ憲兵協力ニ  
關スル件照會

部内工廠管理工場等ノ對空防諜措置ニ關シテハ關係各廳ニ於テ  
特ニ留意指導セラレアリト存ズル處今般別紙ノ通憲兵司令部不  
部長ヨリ之ヲ強化ニ關シ協力致度旨照會有之候條各廳ニ於テ必  
要ト認メラルル範圍内ニテ機宜協力センメラルル様取計相成度

(別紙)

憲外第五五號

疎開工場對空防諜措置強化ニ關スル件照會

昭和二十年五月十日

憲兵司令部本部長

海軍省軍務局長殿

最近敵機ノ本土偵察頻繁ニシテ疎開又ハ地下建設工場ノ對空防  
諜措置ハ緊急ヲ要スルモノアリ

軍極秘海軍公報 第一四四號

昭和二十年六月七日

一九一

因テ左記諸項ニ付所在憲兵ヲシテ積極的ニ協力センメ度ニ付此  
ノ旨貴管下關係方面ニ通達シ防諜措置強化上遺憾ナカラシム様  
措置相煩度照會ス

### 左記

#### 一 重點目標

- 1 主要航空機工場ニシテ特ニ疎開又ハ地下建設工場
- 2 電波兵器工場
- 3 防空兵器工場
- 4 特攻兵器工場

#### 二 對 策

- (一) 疎開、地下建設ノ計畫中又ハ實施中ノモノニ對スル措置
  - 1 工場(工廠ヲ含ム)内
    - (1) 建築物(工員宿舍其他附屬設備ヲ含ム)ハ其ノ配置  
カ徒ラニ凡帳面ニシテ直ニ工場タルノ觀ヲ呈セサル如  
ク地形地物ヲ利用シ努メテ自然狀態ニ順應セシムル如  
ク配置ス
    - (2) 建築物ニ迷彩ヲ施ス
    - (3) 建築資材ノ色彩ハ周邊ノ自然色ニ順應セシム
    - (4) 工場外廊ノ著名ナル建築物ハ消滅セシムル如クス
    - (5) 屋外勞務者ノ服裝ヲ偽裝セシム

2430

2429



(6) 地下建設ニ依リ發見セル赤土ハ敵ニ該建設ヲ發見セラルル端緒トナリ易キニ付之カ運搬堆積方法ニ對シ遮蔽其他ノ措置ヲ講ス

2 工場(工廠ヲ含ム) 周邊

(1) 工場施設ハ著名建築物又ハ施設等ニ近接セシメサル事

既ニ著名建築物又ハ施設等ニ近接シ設定セラレアル場合ハ其等ニ對シ迷彩其他偽裝措置ヲ講ス

(2) 驛ヨリ工場又ハ工場建築物相互間ノ鐵道引込線道路等ヲ遮蔽又ハ偽裝ス特ニ道路ハ其ノ貨車ノ轍痕ト雖モ上空ヨリ十分判明スルモノナルヲ以テ上空ニ對シ秘匿スル如ク地形地物ヲ利用シ構築ス

(3) 生産品同資材ヲ露天ニ出ササル如クス己ムヲ得サルモノニ就キテハ遮蔽又ハ偽裝措置ヲ行フ

(4) 集積又ハ運搬中ノ生産機械器具類ニ對シ對空遮蔽措置ヲ行フ

3 地形地物ノ偽裝及變貌

周邊ニ於ケル著名ナル地形地物等ニシテ工場ノ位置判定ヲ容易ナラシムルカ如キモノニ對シテハ凡テ偽裝又ハ變貌スル等欺騙措置ヲ講ス

(二) 既ニ疎開又ハ地下建設ヲ完了シアル工場ニ對シテハ前各項ニ依リ對空防護措置ヲ改善補強ス

# 海軍公報

第一四五號 (甲配付)

昭和二十年六月八日(金)

海軍大臣官房

### ○令 達

軍務一機密第四五五號(軍極秘)

昭和二十年六月七日

海軍省軍務局長

### 關係各廳長殿

化兵專修豫備士官配員ニ關スル件申進

今般各部隊及主要隨員ニ配員セラルル化兵專修豫備士官ハ各部  
 隊(廳)ノ化兵戰(防衛)體制ヲ速カニ強化確立セントスル主  
 旨ニ依ルモノニシテ此等豫備士官ハ所屬及附近所在部隊(廳)  
 ノ防衛計畫、部署ノ策定、軍人軍屬ニ對スル教育訓練等ニ當ラ  
 シムルノ外必要ニ應ジ部内ニ準ズル各部及部外ニ對シテモ指導  
 啓發ニ當ラシムベキモノニ付之ガ活用ニ關シテハ特ニ配慮相成  
 度

追テ從來此ノ種特技專修者ノ活用充分ナラズ關係ナキ雜務的  
 勤務ニ服セシメラレタル例尠カラザルニ付留意相成度爲念

### ○雜 談

### ○部隊移轉

部 隊 名	移 轉 先	移 轉 日	附 記
-------	-------	-------	-----

第三十三突擊隊	宮崎縣南那珂郡 油津町	五月一日	旅行簡路 志布志線油津驛下車 郵便物發送先 軍務一機密海軍公報(甲)第一 二八號中第三十三突擊隊ニ 關スル記事ヲ削除ス
第十四風部隊	横須賀海軍軍需 部内	五月三日	海軍水雷學校内ヨリ移轉 電話 郵便物發送先 横須賀海軍軍需部七五番 部内ウ五六〇

軍極秘海軍公報 第一四五號 昭和二十年六月八日

一九三

2433

2432

軍極秘

海軍公報 第一四五號 (甲配付)

昭和二十年六月八日(金) 海軍大臣官房

○令 達

軍務一機密第四五五號(軍極秘)  
昭和二十年六月七日

關係各廳長殿

海軍省軍務局長

化兵專修豫備士官配員ニ關スル件申進

今般各部隊及主要陸應ニ配員セラルル化兵專修豫備士官ハ各部隊(應)ノ化兵戰(防毒)體制ヲ速カニ強化確立セントスル旨ニ依ルモノニシテ此等豫備士官ハ所屬及附近所在部隊(應)ノ防毒計畫、部署ノ策定、軍人軍屬ニ對スル教育訓練等ニ當ラシムルノ外必要ニ應ジ部内ニ準ズル各部及部外ニ對シテモ指導啓發ニ當ランムベキモノニ付之ガ活用ニ關シテハ特ニ配慮相成度

追テ從來此ノ種特技專修者ノ活用充分ナラズ關係ナキ雜務的勤務ニ服センメラレタル例勘カラザルニ付留意相成度爲念

○雜 款

○部隊移轉

部隊名 移轉先 移轉月日 配 事

第三十三突擊隊	宮崎縣南那珂郡油津町	五月一日	旅行願路 郵志布線 油津縣下車 郵便物送先 伊二二二 佐世保局氣付(甲)第一 二八號中報(甲)第一 二八號中報(甲)第一 二八號中報(甲)第一 二八號中報(甲)第一
第十四風部隊	橫須賀海軍軍需部内	五月三〇日	海軍水雷學校内ヨリ移轉 電話 郵便物送先 橫須賀海軍軍需部七五番 郵便物送先 橫須賀海軍軍需部内 〇五六〇

2433

2432

軍極秘海軍公報 第一四五號 昭和二十年六月八日

一九三

軍機秘

# 海軍公報

第一四六號 (甲配付)

昭和二十年六月十二日(月)  
海軍大臣官房

〇通 牒

軍務一機密第一四五號ノ三(軍機秘)

昭和二十年六月十日

海軍省軍務局長

關係各廳長殿

液體燃料消費規制強化ニ關スル件中改正ノ件

申進

昭和二十年二月二十三日軍務一機密第一四五號(三月二日軍機秘海軍公報第八九號所載)申進首題ノ件中別表第一及第三ヲ各別紙ノ通改正相成候

(別紙添)

長官 參謀長

軍機秘海軍公報 第一四六號

昭和二十年六月十二日

一九五

2435

2434

軍極秘

海軍公報

第一四六號 (甲配付)

昭和二十年六月十一日(月)  
海軍大臣官房

○ 遷 際

軍務一機密第一四五號ノ三(軍極秘)

昭和二十年六月十日

海軍省軍務局長

關係各廳長殿

液體燃料消費規制強化ニ關スル件中改正ノ件

申進

昭和二十年二月二十三日軍務一機密第一四五號(三月二日軍極  
秘海軍公報第八九號所載)申進首題ノ件中別表第一及第三ヲ各

別紙ノ通改正相成候

(別紙添)

軍極秘海軍公報 第一四六號 昭和二十年六月十一日

一九五

2435

2434

軍極秘

# 海軍公報

第一四七號 (乙配付)

昭和二十年六月十三日 (水)  
海軍大臣官房

、〇令 達

昭和二十年六月一日

海軍大臣

内令員第一〇三七號(軍極秘)  
當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置シ昭和二十年五月二十五日ヨリ  
之ヲ適用ス

川棚突撃隊(第十五次震洋整備講習員ニ充ツベキモノ)

隊附	兵	機關兵曹、機關兵	工作兵曹、工作兵	員數	特修兵別	員數	補充鎮守府			
							横須賀	吳	佐世保	舞鶴
中少尉(機)、機關兵曹長	七二	二八八	七二	一一	掌機雷兵(高/普)	一一	四	三	三	二
					掌内火(内火)又ハ(魚雷艇)若ハ特選運貨船講習(乙)修了者(高/普)	三〇/四	三	九/九	九/九	六/六
					掌工兵(高/普)	三/三	三	三	三	二
					木工	三/三	八/八	六/六	六/六	四/四
					金工	三/三	四/四	三/三	三/三	二/二
					(電動機)	三/三	四/四	三/三	三/三	二/二

内令員第一〇三八號(軍極秘)  
當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置シ昭和二十年六月十三日ヨリ  
之ヲ適用ス

第一特設艦隊司令部(第四次海龍整備講習員ニ充ツベキモノ)

軍極秘海軍公報 第一四七號

昭和二十年六月十三日

一九七

2437 2436

軍極秘

海軍公報 第一四七號 (乙配付)

昭和二十年六月十三日(水)  
海軍大臣官房

〇令 達

昭和二十年六月一日

海軍大臣

内令員第一〇三七號(軍極秘)  
當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置シ昭和二十年五月二十五日ヨリ之ヲ適用ス

川棚突撃隊(第十五次震洋整備講習員ニ充ツベキモノ)

隊附	兵	機 關 兵	工 作 兵 曹、工 作 兵	員 數	特 修 兵 別	員 數		補 充 鎮 守 府	
						掌 機 雷 兵 (高/普)	掌 工 兵 (高/普)	横 須 賀	吳
中少尉(機)、機關兵曹長	兵	機 關 兵	工 作 兵 曹、工 作 兵	一三	掌 機 雷 兵 (高/普)	三	四	三	二
				七二	掌 工 兵 (高/普)	三	三	三	六
				二八八	習(乙)修(高/普)	六〇/四	三	五	二
					習(甲)修(高/普)	三〇/六	三	五	三
					掌(電機機)兵(高/普)	三/三	四	三	三
					掌(電機機)兵(高/普)	三/三	三	三	三
					木具	三/三	八	六	四
					金工	三/三	四	三	二

内令員第一〇三八號(軍極秘)  
當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置シ昭和二十年六月十三日ヨリ之ヲ適用ス

昭和二十年六月十三日  
第一特攻隊司令部(第四次海龍整備講習員ニ充ツベキモノ)

軍極秘海軍公報 第一四七號

昭和二十年六月十三日

一九七

2437 2436

工作兵曹、工作兵	機關兵曹、機關兵				兵曹、水兵				同	同	附	員數	特修兵別	員數	補充領守府
	掌工兵(金工)(高/普)	掌電機兵(高/普)	掌海航兵(高/普)	掌内火兵(内火)(高/普)	掌電信兵(高/普)	掌帆兵(舵)(高/普)	掌水測兵(高/普)	掌水雷兵(高/普)	同	同	同				
五二	三二二	三六四	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
	池蓄電	機電助	電機	内火											
	六/六	八/〇	八/六	〇/五	〇/八	五/三	三/四	三/六	三/六	三/六	三/三	七/五	八/六	一三	四
	八/八	八/〇	八/六		六/八	八/八	八/八	四/四	三/四	三/四	四	四	四	四	四
	六/六	六/〇	六/三		三/六	六/六	六/六	三/三	二/三	二/六	三	三	三	三	三
	八/八	八/〇	八/六		三/七	八/八	八/八	四/四	二/四	二/八	四	四	四	四	四
	四/四	四/〇	四/八		八/三	四/四	四/四	三/三	三/四	二	二	二	二	二	二



(軍務一機密第一四五號ノ三別表第一)

(昭和二十年六月十一日軍機秘海軍公報)

内地(除臺灣)ニ於ケル各月航空燃料配分表 (單位軒)

考 備	配 當 先 品 種	航 揮	ア ル コ ー ル	計	記 事
右ハ海軍ノ作戰指揮下ニアル陸軍部隊ニ對スル立替供給量ヲ含ムモノトス					
	計	一三、〇〇〇	五、〇〇〇	一八、〇〇〇	
	航空機工作廠及會社	一、五〇〇	七〇〇	二、二〇〇	
	實用機及練習機	一一、五〇〇	四、三〇〇	一五、八〇〇	

2439

(軍務二機密第一四五號ノ三別表第三)

(昭和二十年六月十一日軍極秘海軍公報)

内地(除臺灣)ニ於ケル各月自動車及舟艇用燃料配分表 (單位軒)

配當先	數量	記	事
震洋艇(訓練用)	五〇〇	一	特殊ノ場合ノ外二號「アルコール」又ハ「メタノール」ヲ供給ス
横須賀鎮守府	六五〇	二	鎮守府、警備府ノ數量ハ當該鎮守府及警備府各警備區内所在ノ各廳及部隊用ノ合計ヲ示ス
吳鎮守府	三〇〇	三	需要査定要領ハ昭和十八年軍需機密第三六三號ニ準ズルモノトス
佐世保鎮守府	三〇〇		
舞鶴鎮守府	一〇〇		
大湊警備府	九〇		
大阪警備府	四五		
鎮海警備府	一五		
計	二、〇〇〇		

軍極秘

海軍公報

第一四八號

(乙配付)

○令 達

内令兵第二七號(軍極秘)

櫻花四三乙型基地施設標準別冊ノ通定ム

(別冊ハ所要ノ向ニ之ヲ配付ス)

昭和二十年六月十一日

海軍大臣

軍極秘海軍公報 第一四八號 昭和二十年六月十四日

一九九

昭和二十年六月十四日(木)  
海軍大臣官房  
10.6.20

2442

2441

軍極秘

海軍公報

第一四八號 (乙配付)

昭和二十年六月十四日 (木)  
海軍大臣官房

○令 達

内令兵第二七號 (軍極秘)

櫻花四三乙型基地施設標準別冊ノ通定ム

(別冊ハ所要ノ向ニ之ヲ配付ス)

昭和二十年六月十二日

海軍大臣

軍極秘海軍公報 第一四八號 昭和二十年六月十四日

一九九

2442

2441

秘極軍

# 海軍公報

第一四九號 (乙配付)

昭和二十年六月十六日(土)  
海軍大臣官房

命令

内令第四九六號(軍極秘)

戰時編制實施中ノ海軍航空隊編制中左ノ通改定セラル

昭和二十年六月一日

海軍大臣

霞夕浦海軍航空隊ノ項中

艦上戦闘機	三隊
艦上爆撃機	半隊
艦上攻撃機	半隊
陸上攻撃機	半隊
練習機	四隊

艦上戦闘機	三隊
艦上爆撃機	半隊
艦上攻撃機	半隊
陸上攻撃機	半隊
練習機	八隊半

東京海軍航空隊ノ項中

練習機	六隊
-----	----

練習機	二隊半
-----	-----

改ム

(軍極秘内令提要三頁参照)

軍極秘海軍公報 第一四九號 昭和二十年六月十六日

2444

2443

軍極秘

# 海軍公報

第一四九號 (乙配付)

昭和二十年六月十六日(土)  
海軍大臣官房

○令 達

内令第四九六號(軍極秘)  
戰時編制實施中ノ海軍航空隊編制中左ノ通改定セラル  
昭和二十年六月一日

霞ヶ浦海軍航空隊ノ項中

海軍大臣

艦上戦闘機	三隊
艦上爆撃機	半隊
艦上攻撃機	半隊
陸上攻撃機	半隊
練習機	四隊

艦上戦闘機	三隊
艦上爆撃機	半隊
艦上攻撃機	半隊
陸上攻撃機	半隊
練習機	八隊半

東京海軍航空隊ノ項中

練習機	六隊
-----	----

練習機	一隊半
-----	-----

(軍極秘内令提要三頁参照)

軍極秘海軍公報 第一四九號 昭和二十年六月十六日

2444

2443